

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区庁舎管理規則（平成１７年２月世田谷区規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表」を「別表第１」に改める。

第５条第１項に次の３号を加える。

(3) 本庁舎地下駐車場及び本庁舎東棟展望ロビーを利用する場合

(4) 庁舎を借り受けて営業する店舗を利用する場合

(5) 区民利用・交流拠点施設（別表第２に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する場合

第５条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、休日を除く日に職員が登庁する場合及び前項第３号から第５号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第７条に次のただし書を加える。

ただし、庁舎管理者が指定する委託事業者その他の者が確認する場合は、この限りでない。

第１２条第１項ただし書中「及び展望ロビー」を「、展望ロビー及び２階飲食スペース」に改め、同条第２項中「庁舎管理者」の次に「（区民利用・交流拠点施設においては、生活文化政策部市民活動推進課長を含む。以下第５項から第７項までにおいて同じ。）」を加える。

別表本庁舎（梅丘分庁舎、分庁舎（ノバビル）、城山分庁舎及び二子玉川分庁舎並びに区議会の用に供する部分を除く。）の項中「本庁舎（梅丘分庁舎、分庁舎（ノバビル）、城山分庁舎及び二子玉川分庁舎並びに区議会の用に供する部分を除く。）」を「本庁舎（梅丘分庁舎、城山分庁舎及び二子玉川分庁舎並びに区議会の用に供する部分を除く。）」に改め、同表本庁舎（分庁舎（ノバビル）に限る。）の項を削り、同表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第２（第５条関係）

区民利用・交流拠点施設	庁舎内の所在
区民交流スペース	本庁舎東棟１階
区民交流室	本庁舎東棟２階及び西棟２階
広場	本庁舎広場

ピロティ	本庁舎東棟ピロティ
屋上庭園	本庁舎東棟 6 階
エントランスホール	本庁舎東棟 1 階及びM 1 階

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表本庁舎（梅丘分庁舎、分庁舎（ノバビル）、城山分庁舎及び二子玉川分庁舎並びに区議会の用に供する部分を除く。）の項の改正規定及び同表本庁舎（分庁舎（ノバビル）に限る。）の項を削る改正規定は、同年 1 1 月 1 日から施行する。